

議員提出議案第2号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

令和8年3月23日

提出者 三朝町議会議員 吉 村 美穂子
賛成者 三朝町議会議員 河 村 明 浩
賛成者 三朝町議会議員 遠 藤 勝太郎
賛成者 三朝町議会議員 山 口 博
賛成者 三朝町議会議員 小 椋 泰 志

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和62年三朝町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第17章 規則（第121条～ <u>第123条</u> ） （発言の要求） 第51条 会議において発言しようとする者は、 <u>挙手</u> して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2人以上 <u>挙手</u> して発言を求めたときは、議長は、 <u>先挙手者</u> と認める者から指名して発言させる。	目次 第17章 規則（第121条） （発言の要求） 第51条 会議において発言しようとする者は、 <u>起立</u> して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2人以上 <u>起立</u> して発言を求めたときは、議長は、 <u>先起立者</u> と認める者から指名して発言させる。

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願者が、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に氏名を記載しなければならない。

3 略

(電子情報処理組織による通知等)

第121条 議会又は議長若しくは委員長以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 略

合に限る。

3 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条、第91条第1項及び第92条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、入出力装置を除く電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関

する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第122条 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義)

第123条 略

(会議規則の疑義)

第121条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。